# 社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案

# 1. 改正の趣旨

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律21号。以下「改正法」という。)の規定のうち、平成28年4月1日に施行することとされている以下の法律の改正規定の一部と社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成28年政令第185号)の施行に伴う関係省令の整備を行うもの。

- ① 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「社福法」という。)
- ② 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)
- ③ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「介護福祉士法」という。)

# 2. 改正の内容

- 1) 社会福祉法施行規則(昭和26年厚生労働省令第28号)(第1条関係)
  - ① 社会福祉法人による特別の利益供与の禁止対象法人について規定すること。(第 1条の3関係)
  - ② 2以上の地方厚生局の管轄区域にわたって事業を行う社会福祉法人のうち厚生 労働大臣が所管となる法人について規定すること。(第1条の4、第13条等関係)
  - ③ 社会福祉法人が所轄庁に届け出なければならない書類並びに公表しなければならない書類及び公表の方法について規定すること。(第9条、第10条等関係)
- 2) 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則(昭和36年厚生省令第36号)(第2条関係)

障害児入所施設の職員のうち退職手当共済の掛金の国庫補助対象となる職員の数 を算出する際の措置入所障害児関係業務割合について規定すること。(第8条の2関係)

3) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)(第3条関係)

介護福祉士法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこと。

4) 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成17年厚生労働省令第44号) 社福法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこと。

#### 3. 根拠法令

- 社福法第30条第2項、第56条第2項、第59条、第59条の2第2項
- 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条の2第5号
- 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(昭和 36 年政令第 286 号)第 6 条第 2 項

# 4. 公布日

改正法の公布の日(平成28年3月31日)

### 5. 施行日

平成28年4月1日(一部については、公布の日)